

令和7年度第1回岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会

1 日時

令和7年6月12日（木）13:00～15:00

2 場所

岩手県水産会館 5階 中会議室

3 出席委員（敬称略）

委員	大平	恭子
委員	工藤	昌代
委員	郷右	近勤
委員	佐藤	愛理
委員	高野	寛子
委員	早川	博明
委員	原科	幸爾
委員長	吉野	英岐
委員	若菜	千穂

4 開会

事務局が開会を宣言。

5 挨拶

照井農政担当技監が挨拶を述べた。

6 議事

(1) 令和6年度における中山間地域等直接支払制度の実施状況（案）について

事務局が、資料No. 1の令和6年度における中山間地域等直接支払制度の実施状況（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔高野委員〕 資料No. 1の6ページの表13について、加算措置に取り組む協定数が減少している原因は。また、9ページ(3)の②の農村コミュニティ活性化支援について、農村RMOの注目度が高まっていると思うが、対象者はどのような方が多いのか。

〔事務局〕 加算措置に取り組む協定数の減少の内訳について、②の超急傾斜農地保全管理加算の1協定の減は、令和6年度から棚田地域振興活動加算を活用する団体が1協定増えたことによるもの。これは、国の規定により、棚田地域振興活動加算に取り組む協定は超急傾斜農地管理保全加算に重複して取り組むことができないことによるもの。

また、集落機能強化加算の3協定の減のうち、1協定は棚田地域振興活動加算の活用を開始した同協定が重複活用できないことによるものであり、他2協定は西和賀町の協定において、令和5年度までに交付された加算金で十分に活動可能であったため、

令和6年度は加算を活用しなかったことによるもの。

生産性向上加算の1協定の減についても、同じく西和賀町の協定が令和5年度までに交付された加算金で十分に活動可能であったため、令和6年度は加算を活用しなかったことによるもの。

続いて、農村RMOの取組の範囲については、農業者の他、地域の福祉に携わる方など、その地域の活性化に取り組まれる方が一体になって取り組まれているような状況が多いと思われる。

〔高野委員〕 農村RMOの参加者については、市町村関係者がメインではないのか。

〔事務局〕 市町村の職員ではなく、地域の住民の方の取組である。

〔若菜委員〕 資料No. 1の9ページの(3)の①「集落アイデアを生かした取組の支援」に記載のある「地域ビジョン」について、「地域計画」との関係は。

また、「地域計画」の取組についても記載して良いのではないかと考える。

〔事務局〕 「地域ビジョン」と「地域計画」の関連性について、令和5年度以降は、「地域計画」を策定したものを、「地域ビジョン」としてみなすという取り組みをしており、各集落や地域の負担感がないよう、1つの計画で複数のものを見られるようにしているところ。

また、「地域計画」の位置付けについては、資料No. 2のページの1の「取組方針」にあるとおり、令和7年度は「地域計画」との整合性を考慮し、「地域計画」と中山間地直接支払制度の取組を連動しながら取組を進めていきたいと考えているところ。

1点確認だが、令和6年度も「地域計画」に係る取組が行われており、その取組と「地域ビジョン」との融合を図るべきというご意見をいただいたという認識で間違いないか。

〔若菜委員〕 令和7年度は改めて連携を図るということだが、令和6年度にも「地域計画」の話し合い等が行われていることから、資料No. 1の9ページの(3)①の「地域ビジョン」については、策定の過程で「地域計画」と連携しているということをもっとアピールしても良いのではないかと考える。

〔事務局〕 ご助言をいただき感謝申し上げます。資料No. 1の9ページの(3)①の記載内容について、検討させていただく。

〔早川委員〕 資料No. 1の4ページの表8に、協定の担い手となる新たな人材の育成・確保とあるが、具体的にどのような人材が該当しているのか。中山間地域は人手不足であり、特に若い人材が不足している。例えば、地域おこし協力隊や地域と関係を持っている関係人口と呼ばれる方々が活動に参画しているような動きがあるのか。人口減少により、活動の継続が難しくなっている中で、どのような担い手を確保しているのか伺いたい。

〔事務局〕 営農の部分で農業者の後継者等の担い手を確保するほか、地域内外から営農ボランティアやインターンシップなどの形で訪れていただく方々などを地域の活動の中に盛り込むような形での人材確保も行われていると考える。

〔佐藤委員〕 資料 No. 1 の 9 ページの(4)②の「中山間だより」について、関係機関等に配布したとのことだが、具体的にどの団体へ配布したのか。

今まで様々な本当に良い取組を行っている地域の方にお会いしてきたところだが、実際にその取組が県民に知られていないのではないかという懸念がある。情報発信が難しいことは重々承知だが、関係機関への広報誌の配布やホームページでの発信では、関係の無い方は見ないので、周知することは難しいのではないか。

〔事務局〕 「中山間だより」について、令和 6 年度は市町村や土地改良区といった本制度に携わっている団体へ配布したところ。また、県ホームページのほか、岩手県のテレビ番組である「いわてわんこ広報室」のお知らせ枠や、県広報誌の「いわてグラフ」のスマートフォンランディングページに掲載し、県民へ情報提供を行った。

情報発信の方法について、ご意見をいただいた背景として、情報発信では拾いに行くのか、それともプッシュ型で発信していくのかという大きな違いがあり、そのうち拾いに行くのは難しいという意味合いでご発言いただいたと認識している。どのように露出を図っていくべきかという点については課題であると考えているので、今後、検討させていただきたい。

〔大平委員〕 以前は、地域の資源を使って流通に乗せ、何かを作り出すというような方向性であったが、ここ数年は農村地域の再生とその中の資源を再定義して活用していくか、あるいは問題解決をしていくかという方向性になってきていると考える。

その中で、「集落協定」や「集落戦略」という言葉が出てきたり、「地域計画」や「地域ビジョン」という言葉が出てきたりと、どのセクションが何を行い、その取組に一貫性や整合性があるのか分かりづらい。いろいろな角度の計画があることは理解しているが、どのような取組が行われているのかが見えづらいので、様々な組織が様々な形で動いているのであれば、例えば図式化して補助的な情報を示していただくなど、分かりやすく説明いただきたい。

〔事務局〕 似たような定義の単語や取組が多くある状態。

委員の皆様や県民に分かりやすく伝えるため、資料の構成の分かりやすさについて、今後も引き続き検討させていただきたい。

〔原科委員〕 資料 No. 1 は前年度との比較のフォーマットとなっているが、協定数と交付面積などの長期的な増減や推移が分からないため、前々年や 10 年前と比較したデータが必要と考える。

〔事務局〕 参考資料 No. 4 として平成 12 年度から令和 6 年度までの実施市町村数、面積、協定数、金額等を整理したデータを掲載しており、参考にさせていただきたい。

〔原科委員〕 承知した。参考資料 No. 4 は公表資料として掲載されるのか。

〔事務局〕 掲載する。

〔若菜委員〕 資料 No. 1 の 9 ページの(3)の①に記載の「地域ビジョン」とは、「いわて農村農業活性化推進ビジョン」のことか。

〔事務局〕 「地域ビジョン」とは、「いわて農村農業活性化推進ビジョン」の中で、地域ごとに作成する地域の将来像を見据えたビジョンのことであり、「いわて農村農業活性化推進ビジョン」とは別のものである。

〔吉野委員長〕 「地域ビジョン」は岩手県の独自の取組と認識している。「地域計画」や「集落戦略」は国が定めた取組。また、「集落戦略」は制度の第 5 期対策でのみ行われたもの。制度に基づく様々な計画と、県の農政の方針として県内の地域に対して支援や指導を行っているビジョンというものは別物と理解している。「地域ビジョン」については、県の取組であるということを示した方が分かりやすいと考える。

〔若菜委員〕 資料の中に、「地域ビジョン」の解説があると良いと考える。

〔事務局〕 用語の解説があると良いとのことで、資料の下部に注釈を付け加えたいと考える。

〔吉野委員長〕 資料 No. 1 の 9 ページは県における中山間地域の活性化の取組ということで、中山間地域等直接支払制度の実績だけではなく、中山間全体の支援の活動実績を示しているページであるので、「(3)中山間地域の活性化の取組」を「(3)県による中山間地域の活性化の取組」にしても良いと考える。ホームページに掲載し、全国各地の方が資料を見た際に、紛らわしくならないよう、工夫をしていただけたらと考える。

〔事務局〕 資料の修正について検討する。

- ・ 令和 6 年度における中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）について、了承された。

(2) 令和 7 年度における中山間地域等直接支払制度の実施計画（案）について

事務局が、資料 No. 2 の令和 7 年度における中山間地域等直接支払制度の実施計画（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔原科委員〕 参考資料 No. 2 の国のパンフレットの内容について、第 6 期対策では「ネットワーク化活動計画」の作成が体制整備単価での交付要件となっているとのことだが、この体制整備単価の要件を達成すれば、自動的に「ネットワーク化加算」の交付を受けられるようになるということか。

〔事務局〕 「ネットワーク化活動計画」と「ネットワーク化加算」は別のものである。

「ネットワーク化活動計画」を作成するということを集落協定の中に盛り込むことにより、体制整備単価での交付を受けられるようになる。また、実際に「ネットワーク化活動計画」を完成させ、「ネットワーク化加算」の交付要件となる活動を開始することで、「ネットワーク化加算」の交付が受けられるようになるもの。

〔若菜委員〕 自動的に「ネットワーク化加算」が交付されるものではないと理解したが、ネーミングが紛らわしいように思える。農家の方々も混乱されると思われる。

〔吉野委員長〕 ネットワークという言葉は、現場では馴染みのない言葉のように思える。「ネットワーク化活動計画」を作成しないと8割単価になってしまう。また、10ha以上という導入があるので、10haに満たない集落協定は御近所とよく相談し、10ha以上になることを目指す必要があるということでしょうか。

〔事務局〕 そのとおり。10ha以上の広域化への誘引のアイデアとして「地域計画」がある。

〔吉野委員長〕 「地域計画」のエリアは広めに作ってあるのか。

〔事務局〕 そのとおり。市町村によっては細かく作成しているところもあるが、協定面積よりは広い範囲で設定されている。

〔吉野委員長〕 協定の範囲を「地域計画」の範囲に合わせていくような方策と理解。大きな協定になることを推進する方針が強く出ていることが、第6期対策の特徴であると受け取れる。

〔工藤委員〕 実際のところ、自分たちの集落が小さくて人手も足りておらず、他の集落協定とのマッチングも難しい協定もあると思われる。集落協定のネットワーク化に向けたマッチング支援を県で行うことは考えているのか。

〔事務局〕 協定の作成に直接携わるのは市町村であるため、まずは市町村の方々が支援に入るイメージ。

地域づくりという面では、県の取組である「地域ビジョン」作成の支援において、普及センターや振興局のメンバーが入って支援をすることとしているので、市町村と協力し、その集落が目指すところを支えていきたいと考えている。

〔工藤委員〕 国のパンフレットの「ネットワーク化加算」の説明の部分で、「農業者団体以外の多様な組織等の参画」という記載があるが、具体的にどのような組織を指すのか。

〔事務局〕 国のパンフレットの5ページに掲載されている多様な組織等の参画の例によると、土地改良区や多面的機能支払の活動組織、自治体、企業、学校などがあり、このような組織と1組織以上連携をすれば良いとされているところ。

〔郷右近委員〕 国のパンフレットの18ページにある集落機能強化加算の経過措置について、生活支援の取組を引き続き実施することが可能か。

〔事務局〕 可能。

〔郷右近委員〕 集落機能強化加算の経過措置の終了後の見通しは。国土交通省の自家用有償旅客運送等を活用するのか、もしくは農林水産省で別メニューが設けられるのか。

〔事務局〕 集落機能強化加算の経過措置について、国からは第6期対策限りと聞いている。

その後の取組については、他省庁や農林水産省の支援を活用しながら生活支援に取り組んでいただくことを一つの方策として考えている。農林水産省の支援について、具体的には農村RMO事業や中山間地域等直接支払制度の棚田地域振興活動加算等があり、そういった支援の活用を推進するほか、各集落で収益事業を立ち上げていただくことなどにより、生活支援を続けていただく必要があるのではないかと考えている。

〔大平委員〕 資料 No. 2 の 1 ページの 2 の (2) の ②の「農村コミュニティ活性化支援」について、農業の生産性向上を図るため「施設園芸等高収益作物導入に向けたセミナー」を開催するとあるが、これは、集落が工夫してネットワーク化した上で、高収益作物を生産していこうとするものか。具体的に、あるいは戦略的に取り組もうとしている作物があれば教えていただきたい。

〔事務局〕 当該セミナーは、中山間地域等直接支払制度とは異なる事業を活用し、開催しようとしているもの。中山間地域の活性化を図るためには、中山間地域等直接支払制度の活用とともに、地域でしっかりと営農活動を行い、稼いでいくことが必要と考えている。そのため、高収益作物の導入モデルを創出することを目的とし、令和 7 年度に新規で事業を立ち上げたもの。

中山間地域の特性上、土地利用を大々的に展開していくことが難しいため、例えば岩手県の施設園芸における重点品目であるピーマンやトマトなどの野菜等の導入を考えている。

〔大平委員〕 高収益作物が導入された場合、系統出荷となる見込みか。

〔事務局〕 系統出荷を行う経営体もあると考える。また、産地直売所への出荷等の可能性もある。地域の実情に応じた方法で出荷が行われると考える。

〔大平委員〕 制度の取組と県の取組を並行して行い、地域の活性化を目指していると理解。その際に、高収益となる可能性のある作物について、人と物を集約させて広げていこうとしているという認識でよろしいか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔若菜委員〕 資料 No. 2 の 1 ページの 2 「取組内容」について、今年度から第 6 期対策が開始されるということで、しっかりと取り組んでいただきたい。

資料 No. 2 の 1 ページの 2 の (2) の ①「集落のアイデアを活かした取組の支援」について、見出しと記載内容が合わないと感じる。岩手県独自の「地域ビジョン」を前面に出していくため、見出しを「地域ビジョンの策定及び実施支援」とするのはいかがか。また、(1)の②と、(2)の①の違いは無いように思われるので、(2)の①に「地域ビジョン」の取組を手厚く記載してはいかがか。

なお、(2)の③「ネットワーク化加算等の活用支援」について、「等」にはスマート農業加算も含まれていると思われるが、スマート農業加算そのものを単体で明記していただきたい。現場では、スマート農業加算を活用したい農業者の方が多いので、こちらの加算についても、ぜひ、支援を強化いただきたい。

〔事務局〕 ご指摘いただき感謝する。課内で検討させていただく。特に、「地域ビジョン」と「ビジョン支援チーム」は全く別のものではなく、(1)の②と(2)の①は連動しているので、整理させていただきたい。

〔若菜委員〕 良ければ、(2)の①に「地域ビジョン」の取組を手厚く記載してはいかがか。この部分を厚くし、きちんと記載することで「地域計画」との連動についても示すことが可能と考える。

〔事務局〕 そのようにしたいと考える。

〔若菜委員〕 一点要望だが、「地域ビジョン」や「地域計画」の作成、「ネットワーク化」などについて、地域内の合意形成がとても大変なので、合意形成の部分にもう少し支援チームに入っていただきたい。また、掘り起こしをすると記載があるので、具体的な掘り起こし方法についての考えがあれば教えていただきたい。まだ考えが無いのであれば、ぜひ、合意形成の部分を強めに支援いただきたい。

〔事務局〕 掘り起こしについては、市町村と共に集落に入り、膝を交えながら支援したいと考えている。

〔若菜委員〕 市町村を飛び越えて、支援チームに支援をお願いすることは可能か。市町村の担当者にも温度差がある。

〔事務局〕 市町村を飛び越えることはなかなか難しい。市町村と共に県の出先機関が直接、集落へ伺うことはあると思われる。

〔若菜委員〕 地域から支援チームに働きかけて、支援チームに市町村を動かしてもらうことは可能か。

〔事務局〕 可能と考える。市町村の体制にも濃淡があり、想いが伝わらないところもあるので、場合によっては、県の出先機関が主導的に入っていくことも必要と考えている。県の出先機関にも濃淡があるが、県の出先機関が市町村に働きかけながらモデルを作っていく取組も必要と考えている。また、それだけではなく、県が市町村の伴走支援を行っていないと、市町村のマンパワーも限られているので回らなくなるとも考えている。

〔若菜委員〕 その想いをぜひ資料に記載いただきたい。

〔事務局〕 検討させていただく。

〔吉野委員長〕 令和6年度の集落協定数 1,027 協定のうち 10ha 未満の協定は 433 協定と 4 割を占める。第6期対策では、ネットワーク化や統合により、規模の大きい連携体となった集落は、体制整備単価での交付金の受給や加算の活用ができるような仕組みとなっている。その規模拡大に向けた取組を行わないと、これまでどおりの交付が受けられなくなる可能性がある。4割が該当となると、5年間で「ネットワーク化活動計画」を作成する協定数がどの程度となれば良いのかという目標や計画はあるのか。それとも、目標は特に定めず、5年後にどのようなになるのかは現地次第という考えなのか。

〔事務局〕 現時点では目標や計画について具体的な数字をお示しするものは無いが、自然体でネットワーク化していけば良いとは考えていない。今までに脈々と協定活動を続けてこられた地域が衰退することが無いようにしなければならず、また、不利益を被るようなことがあってはならないと考えている。どのような形で「ネットワーク化加算」の枠組みに括ることができるのか、「地域計画」という下地がある中でどのように「ネットワーク化活動計画」を作っていくべきかということについて検討の上、市町村と協力し、広域化の体制づくりを促していくことが必要と考えている。その4割の協定について、広域化が必要な状況にあるとすれば、どのようにして「ネットワーク化活動計画」の体制づくりを促すか考え、取りこぼすことがないよう、しっかりと考えていきたい。

〔吉野委員長〕 国のパンフレットのページ数のうち約3分の1にネットワーク化の関連情報が掲載されている。国としては県や市町村に、「ネットワーク化活動計画」や「ネットワーク化加算」の活用を推進してほしいと考えている様子であり、5年間のうちに一定程度の「ネットワーク化活動計画」の策定並びに実施を期待していると思われる。

近隣との協力関係を築かないと10割での交付が受けられないのは大きな話。ぜひ、地元のためになるということをご理解いただいて、この制度を活用するかどうかをじっくりと考えていただき、体制づくりを進めていただきたい。

しかしながら、中山間地域は条件不利なこともあり、地域の状況に応じた様々な条件があって、なかなかネットワーク化が難しい。合意形成と言っても、作付けしているものや住んでいる人が異なり、難しいと考えている。

〔事務局〕 「ネットワーク化加算」を受けることを目的とすると大変でないかと考えている。地域によって状況が異なり、近隣の集落と仲の良い地域ばかりではないと理解している。ネットワーク化には地域の合意形成が必要であることを承知の上、地域の実情を踏まえながら検討を進めていく。

場合によっては、第6期対策の途中で総括し、国に対して要望するなどして、「ネットワーク化加算」の仕組みと現場の状況の差などを伝えていかなければならないと考えている。

〔吉野委員長〕 状況を細かく見て、毎年度検証するなど、「ネットワーク化活動計画」にどれだけ支持が集まるかを見ていただきたい。

「地域計画」があるということは一つの方針となると考える。同じようなエリアで活動を行ってみてはいかがか、ということは方向性としてあるとは思う。

いずれにしても現場の考え次第だと思うので、現場の声を細かく拾っていただきたい。

- ・ 令和7年度における中山間地域等直接支払交付金の実施計画（案）について、了承された。

(3) 中山間地域等直接支払制度の知事が認める特認地域及び特認基準（案）について

事務局が、資料 No. 3 の中山間地域等直接支払制度（令和 7～11 年度）の知事が認める特認地域及び特認基準（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔吉野委員長〕 資料 No. 3 の参考資料として添付されている地図を見ると、基準④に該当する地域は無くなるが、結果的に、第 6 期対策で特認地域として設定される地域は第 5 期対策から変わらず、これまでに特認地域で活動してきた協定が引き続き活動することができるものとして理解。

〔事務局〕 そのとおり。

基準④については、5 年前までは基準④がないと特認地域に該当しなかった集落が基準③に該当するようになっており、人口減少の進行が表れているもの。

- ・ 中山間地域等直接支払制度の知事が認める特認地域及び特認基準（案）について、了承された。

(4) 棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について

事務局が、資料 No. 4 の棚田地域振興活動加算について、資料 No. 5 の母衣輪集落協定管理組合（花巻市）における棚田地域振興活動加算に係る目標（案）、資料 No. 6 の中山間迷岡・宮守川上流集落協定（遠野市）における棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について説明。

《質疑等の内容》

〔若菜委員〕 指定棚田地域は村単位で指定するのか。

〔事務局〕 旧市町村単位で指定される。

〔若菜委員〕 その中の一部の地域で、加算の取組が行われるということか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔吉野委員長〕 目標は令和 11 年度までの 5 年間の活用を想定し、設定されるもの。

第 5 期対策では、遠野市の中山間迷岡・宮守川上流集落協定は 4 年間、花巻市の母衣輪集落協定管理組合は 1 年間活用してきているところ。

〔大平委員〕 各協定における加算の取組の成熟度の差によるものと思われるが、花巻市の母衣輪集落協定管理組合については、昨年度も目標設定に係る現地調査を行い、意見を述べさせていただいているところ。こちらの協定の、例えば、目標イの「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」の 1 番目について、「特産加工品のブラッシュアップを図る」との実行目標に対し、「令和 11 年度までに 1 品目行う」という数値目標が設定されている。このような目標設定でも差し支えないのか。

例えば、農業体験の実施という目標に対しては、実施の回数というより、参加人数などの定量的な広がりの方が尺度としてふさわしいのではないかと考える。目標設定の内容について、そのように工夫しても良いのではないか。

〔事務局〕 母衣輪集落協定管理組合の目標値については、第5期対策の目標を継承しているため、同じ表現や単位が用いられているもの。協議会に対し、委員のご意見をお伝えし、目標設定の内容について検討いただくように計りたい。

〔大平委員〕 実施の回数を目標として設定すると、成果が見えづらいと考える。
もし、違う尺度を作ることができるのであれば、ぜひ、ご検討をお願いしたい。

〔若菜委員〕 資料 No. 5-1 には母衣輪集落協定管理組合とあるが、資料 No. 5-2 の作成主体は高松棚田振興協議会である。両者は同じ組織なのか。資料 No. 6-1 の中山間迷岡・宮守川上流集落協定と No. 6-2 の宮守村棚田振興協議会も同様。

〔吉野委員長〕 資料 No. 5-1 及び資料 No. 6-1 の主体は中山間地域等直接支払制度の集落協定名。資料 No. 5-2 及び資料 No. 6-2 の作成主体は、現地での呼び方なのか。

〔事務局〕 花巻市の組織を例に挙げて説明すると、資料 No. 5-2 の高松棚田振興協議会は高松・母衣輪棚田をまとめている協議会である。この協議会の範囲には3つの集落協定があり、資料 No. 5-1 の母衣輪集落協定管理組合は、その集落協定のうちの1つ。

〔吉野委員長〕 高松棚田振興協議会は母衣輪集落協定管理組合の範囲より広いのか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔若菜委員〕 高松棚田振興協議会の範囲内の協定で、棚田地域振興活動加算を活用するのは、母衣輪集落協定管理組合のみか。

〔事務局〕 そのとおり。

〔若菜委員〕 指定棚田地域振興活動計画は高松棚田振興協議会が提出するのか。

〔事務局〕 そのとおり。そのため、高松棚田振興協議会の範囲にある3つの集落協定において棚田地域振興活動加算を活用することが可能だが、今のところ、母衣輪集落協定管理組合のみ活用意向があるもの。

〔若菜委員〕 申請をすれば他の2協定も棚田地域振興活動加算を活用できるのか。

〔事務局〕 活用可能。ただし、同じように3つの目標を設定する必要がある。

〔若菜委員〕 第5期対策では3つの協定で棚田地域振興活動加算が活用されたのか。

〔事務局〕 母衣輪集落協定管理組合のみ。

〔吉野委員長〕 母衣輪集落協定管理組合において、目標の実現可能性が高いと踏んでいるのか。

〔事務局〕 3つの協定の中で、母衣輪集落協定管理組合が最も傾斜が急であり、管理が大変であることから、加算の活用意向があったと伺っている。

〔若菜委員〕 最初から母衣輪集落協定のみで指定棚田地域振興活動計画を出せないのか。

〔事務局〕 3つの協定がある旧矢沢村の全域が指定棚田地域の指定を受けているため、その地域として指定棚田地域振興活動計画を作成する必要がある。

指定棚田地域振興活動計画は棚田地域振興法に基づいており、棚田地域振興活動加算は中山間地域等直接支払制度の要領要綱に基づいているものであり、法律が異なるが、連携しているもの。

〔若菜委員〕 棚田地域振興活動加算を受けるためには、2段階の承認が必要になると理解したが、ハードルが高いと考える。

〔吉野委員長〕 花巻市の母衣輪集落協定管理組合は、昨年度の実績に基づき、今年度から5年間、棚田地域振興活動加算の取組を継続しようとしているもの。

また、遠野市の中山間迷岡・宮守川上流集落協定については、これまでの4年間の加算の取組実績がある上で、さらに高い目標に向かって、今年度から5年間取組を行おうとしているもの。そのため、母衣輪集落協定管理組合は維持の目標が多く、中山間迷岡・宮守川上流集落協定の方はプラスの目標が多くなっているものと思われる。

〔工藤委員〕 花巻市の母衣輪集落協定管理組合について、同じ目標値が多いが、差し支えないのか。

〔事務局〕 維持の目標が不可というものではない。

〔工藤委員〕 遠野市の中山間迷岡・宮守川上流集落協定の方は、今までと異なる目標であり、かつプラスの目標が設定されている。

〔吉野委員長〕 中山間地域等直接支払制度の要綱要領上、加算に係る目標を立てる必要があるとはされているが、プラスの目標とするべきとは記載されていない。棚田地域振興活動加算については、3つの項目ごとに定量的な目標を1つ以上定め、計3つ以上の目標を設定することとされている。基本的にはこの規定に沿っていれば、それ以上のことは各協定に頑張っていただく部分となる。プラスとなっていない目標を認めづらい部分はあるが、要綱要領上、厳しくは書いていないので、必要なことが定められており、現地でしっかりと活動していただければ良いということとなる。

〔事務局〕 そのとおり。また、目標が達成されなかった場合、状況によっては加算金の返還が必要となる事態も想定されるため、協議会として検討した結果、維持の目標を設定されたものと考えられる。

〔吉野委員長〕 要綱要領と照らし合わせた場合、大きな問題は無いと考えられるが、これから5年間、活動をしていくのであれば、ぜひ、1つ2つでもできることを増やしていただく方向で頑張っていただきたい。

- ・ 母衣輪集落協定管理組合（花巻市）及び中山間迷岡・宮守川上流集落協定（遠野市）における棚田地域振興活動加算に係る目標（案）について、了承された。

7 その他

事務局が、資料 No. 7 の令和 7 年度における岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会の開催予定について説明。

《質疑等の内容》

〔若菜委員〕 資料 No. 2 について、郷右近委員の発言にもあったが、第 6 期対策では集落機能強化加算が廃止された。代替手段としては、棚田地域振興活動加算の活用が考えられるが、特殊な面もあって活用しづらい。県として、棚田地域振興活動加算を活用しやすくし、移動支援などが行われるようにする考えはないのか。もしあれば、資料 No. 2 にも記載いただきたい。

〔事務局〕 第 6 期対策において、集落機能強化加算は経過措置として設定されているところ。第 7 期対策ではどのようなになるかまだ分からない。

〔若菜委員〕 新規の取組は認められていない。集落機能強化加算は無くなったと認識している。昨年の花巻市の棚田の現地調査の際に、棚田地域振興活動加算を活用し、生活支援のフォローを行うというお話を伺った。県として棚田地域振興活動加算を応援していくという方針は無いのか。

〔事務局〕 現状では、新しく集落機能強化加算を活用することはできないので、代替手段の一つとして棚田地域振興活動加算の活用も考えられる。

〔若菜委員〕 農村 RMO 事業と棚田地域振興活動加算の活用を促進していくことが良いのではないかと考えるが、いかがか。

〔事務局〕 一つの選択肢としてあると考える。もしくは、現在整理しているところだが、農林水産省以外の事業の活用を選択肢とすることも考えられる。

〔若菜委員〕 棚田地域振興活動加算の活用を考えたときに、指定棚田地域になることが難しい。その部分をクリアするため、指定を受ける段階から県にも支援していただけたら良いと考える。

〔事務局〕 棚田地域振興活動加算の要件については、現地から、3つの目標を設定することが大変という声もあり、国に対して要件の緩和を要望している。県内の地域でも、新たに指定棚田地域の指定を目指す動きも出てきている。まずは、どの程度の面積を指定棚田地域としてカバーできるのか検討する必要があると考える。

8 答申

本委員会の諮問に対する答申について、委員長一任とすることを本委員会に諮り、了承された。

9 閉会

事務局が閉会を宣言。